

県選出選挙と 比例代表選挙

投票は、事前に村選挙管理委員会から郵送された入場券をお持ちになって、それぞれの投票所で、受け付けを済ませます。

最初に、岩手県選出議員選挙（薄黄色）の投票です。投票用紙が渡されますので、今までどおり候補者の氏名を記入して投票します。候補者の氏名は、投票所内と投票記載所に掲示してあります。



大切な一票を自分の判断で（写真は前回の選挙から）

次に比例代表選出議員選挙（白色）の投票用紙が渡されます。政党などの名称、

不在者投票を利用できる方の対象範囲が拡大されました。また、手や目に重度の障害のある方が代理記載により不在者投票ができる「代理記載制度」が新たに設けられました。

また、体にも重度の障害のある方は郵便等による不在者投票ができました。今回の改正では、新たに介護保険の被保険者証の要介護5の方が、対象に加わります。

開票は七月十一日、午後八時から、村自然休養村管理センターで行います。

略称、または氏名を記入して投票します。政党などの名称や略称、氏名は、投票所内に掲示してあります。

都合悪い人は 期日前投票で

投票日に都合が悪く、投票所に行つて投票できない人のために、公職選挙法の改正により、新しく「期日前投票制度」が始まりました。投票当日に都合の悪い方は早めに期日前投票をしましょう。

▽期日前投票の期間・場所

●期間 六月二十五日から七月十日までの午前八時三十分から午後八時（土曜、日曜日と同じ）まで。

●場所 役場内の村選挙管理委員会事務局（二階）

●持参するもの 入場券

投票は当日 管理センター

開票は七月十一日、午後八時から、村自然休養村管理センターで行います。

皆さんがより投票しやすいよう、次のとおり公職選挙法の一部が改正されました。村では、七月十一日予定の第二十回参議院議員通常選挙から適用されます。その主な内容をお知らせします。

期日前投票制度

投票日に都合の悪い方のために、「期日前投票制度」が始まりました。期日前投票はこれまでの不在者投票に替わるもので、投票日前でも、投票日と同じように投票用紙を直接投票箱に投票できる仕組みです。投票

用紙を内封筒や外封筒に入れ、外封筒に署名するという手続きが不要となるので、手続きがとても簡単です。投票日に都合の悪い方とは、次の場合です。

▽日曜日に営業する自営業の方など投票日に予定のある方
▽外出や旅行などの私用で、投票日に投票区にいない方
▽妊娠などの理由で投票日に投票できない方

これらに加え、体にも重度の障害のある方は郵便等による不在者投票ができました。今回の改正では、新たに介護保険の被保険者証の要介護5の方が、対象に加わります。

これらの制度を利用するためには、あらかじめ村選挙管理委員会に申請する必要があります。詳しくは村選挙管理委員会（☎019-2111内線323）まで気軽にお問い合わせください。

郵便などによる 投票制度が拡充

自宅や郵便などにより投票を行う不在者投票（郵便等による

不在者投票）を利用できる方の対象範囲が拡大されました。また、手や目に重度の障害のある方が代理記載により不在者投票ができる「代理記載制度」が新たに設けられました。

また、体にも重度の障害のある方は郵便等による不在者投票ができました。今回の改正では、新たに介護保険の被保険者証の要介護5の方が、対象に加わります。

これらの制度を利用するためには、あらかじめ村選挙管理委員会に申請する必要があります。詳しくは村選挙管理委員会（☎019-2111内線323）まで気軽にお問い合わせください。

投票手続の大幅な簡素化

